

提 言

公文書館法とアーキビスト養成



平成20年（2008年）8月28日

日 本 学 術 会 議

史学委員会

歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会

この提言は、日本学術会議 史学委員会 歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会の審議結果を取りまとめ「提言」として公表するものである。

日本学術会議 史学委員会 歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会

委員長	藤井 讓治	(第一部会員)	京都大学大学院文学研究科教授
副委員長	菅谷 文則	(連携会員)	滋賀県立大学名誉教授
幹事	高埜 利彦	(連携会員)	学習院大学文学部教授
幹事	芳賀 満	(連携会員)	京都造形芸術大学芸術学部歴史遺産学科文化財保存修復コース教授
	木下 尚子	(第一部会員)	熊本大学文学部教授
	石川日出志	(連携会員)	明治大学文学部教授
	宇野 隆夫	(連携会員)	人間文化研究機構国際日本文化研究センター研究部教授
	片岡 一忠	(連携会員)	筑波大学教授
	高橋 昌明	(連携会員)	神戸大学名誉教授
	長野ひろ子	(連携会員)	中央大学経済学部教授
	保立 道久	(連携会員)	東京大学史料編纂所教授

要 旨

1 作成の背景

福田康夫内閣総理大臣は、平成20年1月、第169回通常国会の施政方針演説で「年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。」と述べられた。そして同年2月には、公文書管理担当相が任命されるとともに、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、「公文書管理法（仮称）」の制定に向け、精力的な活動が進められ、7月にはその中間報告が公にされた。

日本学術会議 史学委員会 歴史・考古史資料の情報管理・公開に関する分科会では、この機会を捉え、公文書等の管理・保存・利用にかかる要望を「提言」として、まとめることにした。

2 現状及び問題点

日本学術会議では、昭和34年、内閣総理大臣宛てに勧告「公文書散逸防止について」を出して以来、公文書等の管理・保存・利用にかかわって、昭和44年に勧告、昭和52年に要望、昭和55年に勧告を出してきた。そして、昭和62年に「公文書館法」が制定された。

しかしながら、この「公文書館法」は、なお精神規定的な色彩が強く、十分な実質を伴っていない。そのため、昭和63年、日本学術会議は、報告「公文書館専門職員養成体制の整備について」を出し、その後も平成3年、平成14年、平成15年に要望や対外報告を出し、公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制とそれを担う専門職員（アーキビスト）の養成体制の確立を要望してきた。

また、全国歴史資料保存利用連絡協議会あるいは地方史研究協議会など諸団体・諸学会も、専門職員の養成とその適切な配置を強く主張し、総理大臣はじめ関係機関に要望を行ってきている。

残念ながら、それらの要望の趣旨は未だ生かされず、専門職員の確保や養成制度の確立についても十分な対応がなされないまま今日にいたっている。

公文書については、膨大な量の行政・立法・司法の文書のなかから後世に残すべき文書をどのように選別し、整理・保存・公開していくかを検討し、これらに関連する事柄やその周辺の歴史的諸事情などを研究していくことが極めて重要である。そのために公文書館には専門職員の配置が「公文書館法」に定められているが、現状では、その附則第2項に「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」とあるため、国を除き、暫定措置によりその配置は義務づけられてはい

ない。多くの公文書館や文書館ではいわゆる一般職員を専門職員に当てており、その待遇や人数も極めて不十分な状況にある。そのために、公文書館の機能は十全に発揮されていない。

公文書の内から保存すべきものを選択するためには、行政・法制・情報システム等に通曉し、豊富な歴史的知識をもつ専門職員が必要である。そのためには、より高度の専門職員の養成を目指す大学院課程の設置とそれに対応した資格制度の導入が早急に求められる。

平成16年4月には日本アーカイブズ学会が設立され、平成19年5月には、国立公文書館を中心に「アーカイブズ関係機関協議会」が創設された。さらに、平成20年度には文部科学省によって大学院課程におけるアーカイブズ学専攻が認可されるなど、周辺環境は少しずつ進展してきている。

欧米やアジアなど世界の諸国では大学院修士課程がアーキビスト養成制度の主流となっており、養成制度と資格制度が連動している例が多くみられる。日本の人文系の大学院においても大学組織の後継者としての研究者だけではなく、研究能力を備えた高度の専門家を養成することを視野に入れた課程が目指されてきており、その中に専門職員養成を位置づけることが十分可能であると考えられる。

3 提言等の内容

- (1) 公文書館法の附則第2項の暫定措置「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」を廃止し、公文書館法立法の趣旨に則り公文書館に専門職員を配置するよう、法改正を行なうこと。
- (2) 文書館専門職員（アーキビスト）の養成および専門職員養成制度とそれに対応した資格制度を確立すること。

目 次

1	はじめに	1
2	経過と現状	1
3	専門職員(アーキビスト)の配置とその重要性	2
4	専門職員(アーキビスト)の養成と資格制度の確立	3
5	提言	4
	<参考資料>	5

1 はじめに

内閣府では、平成15年4月に「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」を設置し、同年12月には内閣官房長官のもとに「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」を設け、公文書等の適切な管理・保存・利用の方策の本格的な検討が始められた。そして、平成19年11月には、公文書館推進議員懇談会が福田康夫内閣総理大臣に「緊急提言」を提出し、それを受けて福田首相は、平成20年1月の第169回通常国会において、その施政方針演説で「年金記録などのずさんな文書管理は言語道断です。行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します。」と述べられた。

そして同年2月には、公文書管理担当相が任命されるとともに、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」が設置され、「公文書管理法（仮称）」の制定に向け、精力的な活動が進められ、7月にはその中間報告「時を貫く記録としての公文書管理の在り方～今、国家事業として取り組む～」が公にされている。

公文書等の管理・保存・利用の充実を願う日本学術会議として、これらの動きに大いに敬意を表するが、なおいっそうの進展を望み、本「提言」を提出する次第である。

2 経過と現状

日本学術会議では、内閣総理大臣宛てに昭和34年11月28日に勧告「公文書散逸防止について」を、昭和44年11月1日に勧告「歴史資料保存法の制定について」を、昭和52年11月21日に要望「官公庁文書資料の保存について」を、昭和55年5月12日に勧告「文書館法の制定について」を出してきた。それらをうけて、昭和62年12月10日に「公文書館法」が第111回臨時国会で成立し、同月15日に公布された（法律第115号）。その当時、ユネスコ加盟120カ国のうち、文書館法がないのは日本だけという状況にあり、同法の成立は、わが国の文化国家としての後進性を克服する第一歩として画期的な意味をもった。

しかしながら、この「公文書館法」は、なお精神規定的な色彩が強く、十分な実質を伴っていない。そのため、昭和63年5月25日に日本学術会議第5常置委員会は、報告「公文書館専門職員養成体制の整備について」を出し、平成3年5月には日本学術会議会長が内閣総理大臣への要望「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について」を提出し、さらに平成14年3月12日に学術基盤情報常置委員会対外報告「行政改革と各種施設

等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」、平成15年6月24日、同委員会の対外報告「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」を相次いで出してきた。

このように日本学術会議は、「公文書館法」に内実を与え、公文書館の充実と専門職員（アーキビスト）の確保、その養成制度・資格制度の確立に向けて、一貫して必要な提言を行ってきた。また、全国歴史資料保存利用連絡協議会あるいは地方史研究協議会など諸団体・諸学会も、専門職員養成の必要とその適切な配置を強く主張し、総理大臣はじめ関係機関に要望を行ってきた。

残念ながら、それらの要望の趣旨は未だ生かされず、専門職員の確保や養成制度の確立についても十分な対応がなされないまま今日にいたっているが、平成16年4月には日本アーカイブズ学会が設立され、平成19年5月には、国立公文書館を中心に「アーカイブズ関係機関協議会」が創設された。さらに、平成20年度には文部科学省によって大学院課程におけるアーカイブズ学専攻が認可されるなど、周辺環境は少しずつ進展してきている。

3 専門職員(アーキビスト)の配置とその重要性

公文書については、膨大な量の行政・立法・司法の文書のなかから後世に残すべき文書をどのように選別し、整理・保存・公開していくかを検討し、これらに関連する事柄やその周辺の歴史的諸事情などを研究していくことが極めて重要である。

これらを担うために公文書館には専門職員(アーキビスト)の配置が「公文書館法」に定められているが、現状では、その附則第2項に「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第4条第2項の専門職員を置かないことができる」とあるため、国を除き、その配置は義務づけられてはいない。その結果、多くの公文書館や文書館ではいわゆる一般職員を専門職員に当て、その待遇や人数も極めて不十分な状況にあり、公文書館の機能は十全に発揮されていない。

専門職員の適切な配置のためには、専門職員の配置の猶予を規定している「公文書館法」の附則第2項を廃止することが必要である。この附則については、昭和63年6月の内閣官房副長官による「公文書館法の解釈の要旨」に「本項は、現在、専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易ではないために設けられた特例規定である」と説明されている。それから20年、養成制度の法制化はいまだなされていないが、国立公文書館での研修制度や、国文学研究資料館での「史料管理学研修会」などにより、徐々にではあるが一定の方向性をもって進展をみせてきた。ま

た、各県にいまだすべてではないものの、公文書館あるいはそれに相当する施設が設けられてきている。このような状況を踏まえるとき、この附則を撤廃することは、こうした動きに弾みを付け、先進国にふさわしい公文書等の管理・保存・利用の体制を、大きく前進させることにつながるであろう。

4 専門職員(アーキビスト)の養成と資格制度の確立

現在、国立公文書館では、現職者を対象とした「公文書保存管理講習会」、「公文書館等職員研修会」、「公文書館専門職員養成課程」などが開催され、また国文学研究資料館では民間の史料館職員や大学院学生に対して「アーカイブズカレッジ」を実施している。また、今年度から学習院大学大学院にアーカイブズ学専攻が設置されたように、アーキビスト養成の本格的プログラムも動きは始めている。しかし、これらの動きはいまだ十分とは言い難く、専門職員の養成制度を本格的に構築していくことが求められる。

公文書の内から保存すべきものを選択するためには、行政・法制・情報システム等に通暁し、豊富な歴史的知識を有する専門職員(アーキビスト)が必要である。そのためには、より高度の専門職員の養成を目指した大学院課程の設置とそれに対応した資格制度の導入が早急に求められる。その中には、大学院課程の社会人入学制度などを活用した専門職員の再教育制度も含まれる。

公文書館や文書館の専門職員については、国が統一基準を定め、それに資格を付与することが重要である。資格は、大学院修士課程またはそれに相当する教育課程を修了し、必要な専門科目の単位を修得することが要件となろう。公文書はもとより民間の私文書に関する十分な知識の習得が求められ、専門科目としては、「アーカイブズ学理論」や「記録史料学」、「アーカイブズ管理論」、「記録管理論」などの習得が欠かせない。それらの養成課程については、国公立大学の大学院の単位互換制度などを通じて幅広い履修と資格取得の機会を設けることが望まれる。

欧米やアジアなど世界の諸国では大学院修士課程が専門職員養成制度の主流となっており、養成制度と資格制度が連動している例が多くみられる。ちなみに、フランスではグランゼコールであるエコールデシャルツが、中国・韓国では大学院がそれを担っている。日本の人文系の大学院も大学組織の後継者としての研究者だけでなく、研究能力を備えた高度の専門家を養成することを視野に入れた課程が目指されてきており、その中に専門職員養成を位置づけることが十分可能であると考えられる。

5 提言

1. 公文書館法の附則 2 項の暫定措置「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第 4 条第 2 項の専門職員を置かないことができる」を廃止し、公文書館法立法の趣旨に則り公文書館に専門職員を配置するよう、法改正を行なうこと。
2. 文書館専門職員（アーキビスト）の養成および専門職員養成制度とそれに対応した資格制度を確立すること。

以上を、政府が早急に実施することを要望し提言する。

<参考資料>

- ①昭和 34 年 11 月 28 日 勸告 内閣総理大臣 岸 信介 宛
「公文書散逸防止について」
- ②昭和 44 年 11 月 1 日 勸告 内閣総理大臣 佐藤栄作 宛
「歴史資料保存法の制定について」
- ③昭和 52 年 11 月 21 日 要望 内閣総理大臣 福田赳夫 宛
「官公庁文書資料の保存について」
- ④昭和 55 年 5 月 12 日 勸告 内閣総理大臣 大平正芳 宛
「文書館法の制定について」
- ⑤昭和 63 年 5 月 25 日 報告（第 5 常置委員会）
「公文書館専門職員養成体制の整備について」
- ⑥平成 3 年 5 月 30 日 要望 内閣総理大臣 海部俊樹 宛
「公文書館の拡充と公文書等の保存利用体制の確立について」
- ⑦平成 8 年 10 月 18 日 要望 内閣総理大臣 橋本龍太郎 宛
「資料の紙質劣化の対策について」
- ⑧平成 14 年 3 月 12 日 報告（学術基盤情報常置委員会）
「行政改革と各種施設等独立行政法人化の中での学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について」
- ⑨平成 15 年 6 月 24 日 報告（学術基盤情報常置委員会）
「学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保とその養成制度の整備について」